

地盤保証



快適な住まいには、
土台づくりが大切です

家を支えているのは、柱や壁などの「構造」だけではありません。
最も重要なのは「地盤」です。
目では見えない地面の中身は場所によって違うので、しっかりと
調べなければいけません。もしも軟弱な地盤だった時には、状況
に応じた補強工事を行う必要があります。

一般社団法人住宅技術協議会

地盤保証制度

「地盤保証制度」では、地盤調査・地盤改良工事に起因した
不同沈下により住宅に不具合が生じた場合、補修または損害賠償で保証を行います。

保証限度額

保証期間
通じて **5,000万円**
(うち地盤修復費用2,000万円限度)

免責金額 縮小てん補

ありません

保証期間

基礎工事の着工日に始まり、
住宅の引渡しから **20年間**が経過する日まで
※20年保証は、地盤改良工事の種類によって、お引受けできない場合があります。

取得者様も安心の4つのポイント

1 ワンストップサービス

損害額が大きくなりがちな地盤の事故に対し、
ハウスメーカーの住宅瑕疵保険とあわせて保
証をより厚くすることができます。
万が一の事故の際も、ハウスメーカーがワン
ストップで事故対応を行います。

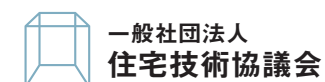


2 確かな技術力

地盤調査および地盤改良工事を行う地盤会社
は、その技術や体制、過去の実績等についてハ
ウスジーマンが審査を行ったうえで、住宅技術
協議会に登録されています。

3 第三者審査

住宅技術協議会が、客観的かつ適正な判断を
行うための専門的知識を持った第三者として、
地盤会社による調査データの解析・審査を行
います。地盤改良工事の必要性が認められた
場合は、改良工事の設計審査も行います。



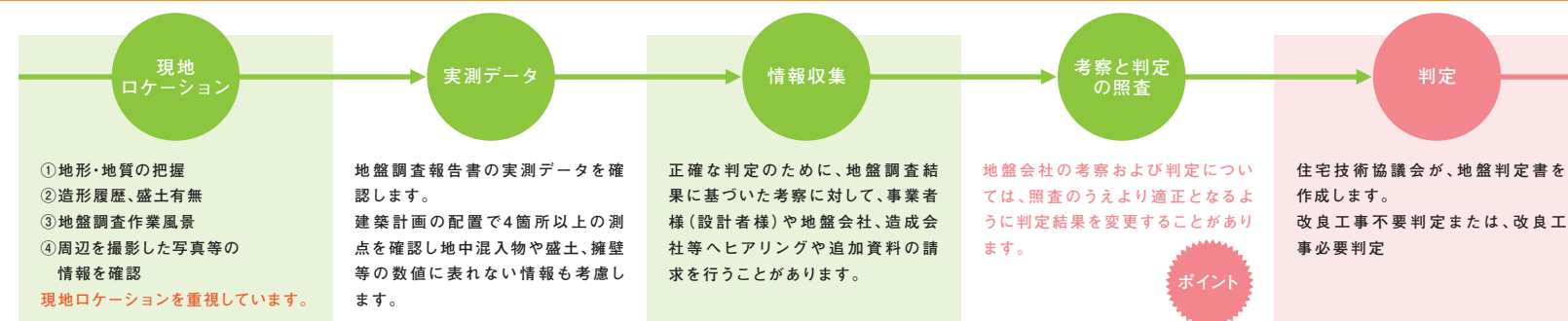
4 万が一の安心

住宅技術協議会と地盤会社が連帯で保証主
体となりますので、万が一地盤会社が倒産し
ても保証は有効です。また、本地盤保証制度
は、住宅技術協議会・地盤会社および住宅事
業者を被保険者とし、保証期間を一括でカ
バーする賠償責任保険を、ハウスメーカーの
取扱いで付保しています。

住宅技術協議会の役割

住宅技術協議会の役割は、地盤会社の考察および判定について、専門的な知識を持った第三者とし
て照査のうえ解析および判定を実施し、最適な基礎仕様を提示します。

住宅技術協議会の判定フロー



地盤調査の実測データのみで計算を行い現地ロケーションを考慮しない判定は大変危険です。
一方で、過剰な地盤改良工事は、土地や住宅の資産価値の低下を招きます。
住宅技術協議会のセカンドオピニオンにより、住宅取得者様に安心をご提供いたします。

地盤保証書発行 までのフロー

